

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	富山県黒部市

黒部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 黒部市産業経済部農林整備課
所在地 富山県黒部市宇奈月町内山3353番地
電話番号 0765-54-2111
FAX番号 0765-65-9121
メールアドレス nourinseibi@city.kurobe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、カモシカ、ツキノワグマ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	富山県黒部市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲	102万円、1.6ha
	豆類(大豆)	21万円、1.3ha
	いも類(パレイシヨ、サマ任)	255万円、2.2ha
	果樹(リンゴ、桃、柿等)	157万円、1.8ha
	野菜(ダイコン、ハクサイ等)	393万円、3.0ha
イノシシ	水稲	6万円、0.1 ha
ハクビシン	野菜(キャベツ)	11万円、0.1 ha
カモシカ	野菜(ダイコン、ハクサイ等)	100万円、0.3 ha
ツキノワグマ	-	-

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザル</p> <p>ニホンザルについて、市内には被害を与える加害群が8群確認されており、中山間地域全域に渡り生息している。被害は農作物全般に及んでおり、発生時期は、農作物の栽培していない冬季以外において恒常化している。また、既に被害を受けたり、収穫見込みのない農作物も誘引の原因となっている。</p> <p>被害面積や金額においては、その年により変動はあるものの、増加傾向にある。</p> <p>イノシシ</p> <p>イノシシについて、被害は一部地域に限定されており、発生時期は秋季である。被害品目についても現在は水稲のみにとどまっているが、繁殖力が高く今後の被害拡大が懸念される。</p>
--

ハクビシン

ハクビシンについて、野菜類において一部地域で被害がある。防護柵での対策も行っているが、ネットの噛み切りや地中からの侵入被害も報告されている。

カモシカ

カモシカについて、野菜類において一部地域で被害がある。捕獲による対策はとれないため、収穫しない農作物の処理など餌場価値低下に努めている。

ツキノワグマ

農作物被害についての報告はないが、堅果類などの特定年における凶作や生息地環境の変化による里山への行動域拡大が示唆されている。そして、人の生活圏とクマの行動域とが重なることにより、人身被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

ニホンザル

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	928 万円	650 万円
被害面積	9.9 ha	7.0 ha

イノシシ

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	6 万円	0 万円
被害面積	0.1 ha	0.0 ha

ハクビシン

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	11 万円	0 万円
被害面積	0.1 ha	0.0 ha

カモシカ

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	100 万円	65 万円
被害面積	0.3 ha	0.2 ha

ツキノワグマ

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
人身被害	0 件	0 件

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲隊を編成し、パトロールや緊急出動による銃器での捕獲 ・ イノシシ檻の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲隊が駆けつけた時には、野生鳥獣は現地から立ち去っている場合が殆どで捕獲が困難である
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単独補助事業より電気柵を導入し、農作物生産団体等へ助成している ・ 個人等へ電気柵設置費用に対し、市より1 / 2の補助を行っている ・ 電気柵設置講習会の開催 ・ 森林整備事業等の実施 ・ カウベルト事業の実施 ・ 追い上げ活動のため、爆竹やロケット花火の無償配布、パチンコの貸出し ・ パンフレットを配布し、被害防止対策の周知を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵設置費補助の予算にも限りがあり、受益者が限定される ・ 電気柵設置、撤去の人手不足 ・ 爆竹やロケット花火に慣れてしまい、効果は一時的なものとなっている

(5) 今後の取組方針

従来の捕獲を中心とした対策だけでは、成果の向上は難しくなっていたため、鳥獣被害地域の集落と話し合いを行い効果的な対策について検討を行ってきた。

その結果、黒部市においては、これまでも野生鳥獣対策として「個体数管理」、「生息地管理」、「被害防除」に総合的に取り組んでおり、引き続き実施していきたい。

個体数管理

黒部市有害鳥獣捕獲隊と連携した計画的な捕獲を行う。

生息地管理

生息地管理の面からも野生鳥獣との棲み分けを図るカウベルト事業や里山再生整備事業による里山の手入れ等を実施していく。

被害防除対策の実施

被害防除の面から電気柵の普及に努めており、県単・市単事業を活用しながら電気柵の普及に努めたい。

これらの対策に取り組むにあたり、集落全体で対策に取り組む必要がある。黒部市有害鳥獣対策協議会における代表者らとの協議や、地元説明会、パンフレット配布などにより、関係者ら一人一人の意識改革に引き続き取り組んでいく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

黒部市有害鳥獣捕獲隊黒部班及び宇奈月班をそれぞれ編成し、年間を通じた定期パトロールや緊急出動により捕獲を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	ニホンザル イノシシ	捕獲檻の導入【サル用2基、イノシシ用2基】 (設置箇所については、被害状況を踏まえ検討)
21年度	ニホンザル イノシシ	捕獲檻の設置(設置箇所については、被害状況を踏まえ検討)
22年度	ニホンザル イノシシ	捕獲檻の設置(設置箇所については、被害状況を踏まえ検討)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザル

ニホンザルについては、「富山県ニホンザル保護管理計画」に基づき、計画的・効果的に捕獲を実施し被害軽減を図ることとする。

黒部市における捕獲頭数は年々増加傾向にあり、今後数年間においても増加するものと考えられる（捕獲実績 17年度 29頭、18年度 43頭、19年度 54頭）。

また、個体数増加そのものを抑制するため、電気柵の普及や収穫見込みのない農作物の除去など農地の餌場価値低下に努め、将来的に捕獲数の減少を見込む。

イノシシ

イノシシについて、過去の捕獲実績は平成19年度の1頭のみである。従って、捕獲数についての急激な増加は低いと考えられ、旧黒部市管内・旧宇奈月町管内それぞれにおいて3頭ずつ、計6頭とする。

ハクビシン

ハクビシンについて、現在捕獲対策は行っていないが、今後の被害状況や捕獲要請などにより実施を検討する。

カモシカ

カモシカについて、文化財保護法により特別天然記念物に指定されているため、捕獲対策は行っていない。

ツキノワグマ

ツキノワグマについては、「富山県ツキノワグマ保護管理指針」に基づき、人とクマとの共生を目指すこととしている。捕獲においても、被害状況等に留意し人身被害が発生する恐れがある場合のみとするため、計画頭数は0とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
ニホンザル	64頭	-	-
イノシシ	6頭	6頭	6頭

捕獲等の取組内容
被害が顕著になる5月から11月を中心に、黒部市有害鳥獣捕獲隊黒部班及び宇奈月班により銃器及びはこわなによる捕獲を実施する。 さらにニホンザルにおいては、定期パトロールを実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
ニホンザル	1,200m	1,200m	1,200m
イノシシ	80m	-	-

- 1 整備延長は、単年度ごとの整備延長である
- 2 その他の鳥獣については、被害状況等により検討していく

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	ニホンザル イノシシ ハクビシ カモシカ	有害鳥獣捕獲隊のパトロールによる追い上げ・追い払い活動、爆竹やロケット花火の無償配布、パチンコの貸出し、里山再生整備事業、カウベルト事業、被害防止対策パンフレットの配布、先進地視察
21年度	ニホンザル イノシシ ハクビシ カモシカ	有害鳥獣捕獲隊のパトロールによる追い上げ・追い払い活動、爆竹やロケット花火の無償配布、パチンコの貸出し、里山再生整備事業、カウベルト事業、被害防止対策パンフレットの配布、先進地視察

22年度	ニホンザル イノシシ ハクビシ クサビ	有害鳥獣捕獲隊のパトロールによる追い上げ・追い払い活動、爆竹やロケット花火の無償配布、パチンコの貸出し、里山再生整備事業（緩衝帯の設置）、カウベルト事業、被害防止対策パンフレットの配布、先進地視察
------	------------------------------	--

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	黒部市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
自治振興会	集落ぐるみによる自衛体制づくりの促進等
生産組合長代表	集落ぐるみによる自衛体制づくりの促進、農作物被害状況の把握等
黒部市農業水産課	被害の防止対策方法やその技術提供等
黒部市農林整備課	被害の防止対策方法やその技術提供、防護柵野設置補助、有害鳥獣捕獲隊の編成等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富山県農産食品課	県単独事業による鳥獣害防止対策推進事業の実施や農作物被害の取りまとめ等
富山県自然保護課	被害対策の先進事例や県の取り組みについての情報提供等
富山県新川農林振興センター 企画振興課	被害対策の先進事例や県の取り組みについての情報提供等
富山県黒部警察署生活安全課	人身被害に対する連絡体制の構築等
黒部市黒部猟友会	鳥獣の出没傾向の把握や捕獲体制の整備等
黒部市宇奈月猟友会	鳥獣の出没傾向の把握や捕獲体制の整備等
黒部農業協同組合	被害傾向の把握や地域への被害防止対策の指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設及び処理施設での焼却、若しくは学術研究（発信器の設置）へ利用する。

7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

電気柵設置の地元説明会等を開催し、被害防止対策方法の普及啓発に努める。